

# 基準日届出が年2回から1回に変更となります

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律が改正されました～

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の新築住宅引渡戸数が0件の事業者の方へ

神奈川県版

## 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の 新築住宅引渡戸数が0件であっても、基準日※に おける届出手続は必要です！

注意

※今回基準日は令和4年3月31日（届出手続期間：令和4年4月1日から4月21日）です。

### ● 基準日において届出手続が必要な事業者について

	今回基準日の10年前 (H24.4.1)	～	前回基準日 (R3.3.31)	今回基準日 (R4.3.31)
事業者A	平成24年4月1日から前回基準日(令和3年3月31日)までの間に新築住宅の引渡あり		新築住宅引渡なし	事業者B・事業者Cだけでなく、 <b>事業者Aも今回基準日における届出手続が必要</b> です
事業者B	平成24年4月1日から前回基準日(令和3年3月31日)までの間に新築住宅の引渡あり		新築住宅引渡あり	
事業者C	平成24年4月1日から前回基準日(令和3年3月31日)までの間に新築住宅の引渡なし		新築住宅引渡あり	

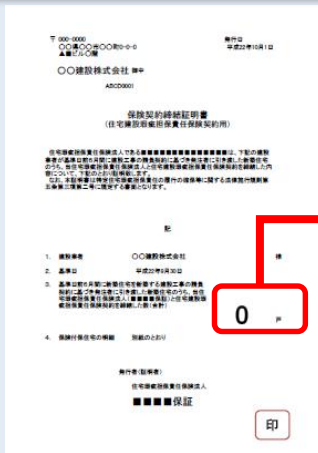
※住宅瑕疵担保履行法では、過去10年間に引き渡した新築住宅の累計件数を算定することが必要です。このため平成24年4月1日以降に新築住宅を引き渡した事業者は、その後引き渡した新築住宅の戸数が0件であっても、継続して届出手続を行うことが必要です。（累計件数は許可・免許行政庁で算定します。）

### ● 保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の方の場合の届出手続の方法

## 1 今回送付物・届出手続の準備（各保険法人から送付されます。）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0戸の事業者の方には、本封筒に本紙以外に、①届出手続の流れの説明資料（A4カラー両面印刷）、②保険契約締結証明書（住宅瑕疵担保責任保険契約書）を封入しています。

※保険契約締結証明書【明細】は封入しておりませんのでご注意ください。



令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の新築住宅引渡戸数が0件の事業者の方の場合、【0件】と記載しています。

戸数が違う場合には、保険契約締結証明書を再発行する必要があります。保険法人まで至急ご連絡下さい。

送付物①届出手続の流れの説明資料 送付物② 保険契約締結証明書

## 2 届出手続に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「届出書」と「\*届出連絡票」のみです。届出書の記載方法は裏面をご覧ください。

※ 本県の場合には、届出連絡票が必要になりますので、県のホームページからダウンロードして入手してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531856/p870527.html>

# 3

## 届出書の作成

届出書は、建設業者と宅地建物取引業者それぞれ以下の書類となります。

- ①建設業者の方の場合  
「住宅建設瑕疵担保保証金の供託および住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」（左上に「第一号様式<第五条関係>」と記載のある書類です。）
- ②宅地建物取引業者の方の場合  
「住宅販売瑕疵担保保証金の供託および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」（左上に「第七号様式<第十六条関係>」と記載のある書類です。）

届出書の様式については、県又は国土交通省ホームページからダウンロードして入手して下さい。 <https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531856/p870527.html>

第一号様式（第五条関係）

建設業者の方の場合は第一号様式  
宅建業者の方の場合は第七号様式

(A4)

保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和4年4月1日

自社の情報を記載

記入する日付を記載

届出時の許可番号 ○○県知事(○)第○○○号  
商号又は名称 ○○建設株式会社  
郵便番号 〒000-0000  
主たる事務所の所在地○○県○○市○○町0-0-0▲ビル○階  
氏名(法人にあつては、代表者の氏名)○○○○ |  
電話番号 000-000-0000  
ファクシミリ番号 000-000-0000

許可・免許行政庁

神奈川県知事 殿

押印は廃止となりました

記

1 基準日

令和4年3月31日

今回は令和4年3月31日と記載してください

(9月30日基準日は廃止となります)

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について  
(すべて保険のため省略)

3 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
合計戸数	0

空欄

「0」と記載

4 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数  
(略)

「0」と記載

※ 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0戸の事業者であっても、その間に新築住宅を引き渡し、保証金を供託している事業者の場合の届出書の記載方法については、国土交通省又は県のホームページをご覧ください。

# 4

## 届出書の提出

届出書を令和4年4月21日までに建設業許可を受けた行政庁（建設業者の場合）または宅地建物取引業免許を受けた行政庁（宅地建物取引業者の場合）に提出して下さい。